



R8.2.6

☆地域展開について☆

Q1.なぜ中学校の部活動を地域に展開するのですか。

A1.現在の部活動運営には以下の課題があります。

①少子化に伴う課題	②学校における課題
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が選択できる部の減少 ・団体競技に参加できない ・通学先にやりたい部活動がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技や活動経験のない教師が指導せざるを得ない場合がある ・平日勤務時間外の時間、休日等の部活動指導による業務の負担

そのため、国・県の方針に基づき、部活動を学校から地域に地域展開していくこととなりました。

Q2.学校部活動と認定地域クラブ活動の団体と異なる点は何ですか。

A2.下表をご参照ください。詳細はホームページ内「赤穂市の部活動地域展開について」をご覧ください。

	学校部活動	認定地域クラブ活動
実施主体	各中学校	各団体
指導者	中学校の教員 部活動指導員	地域の指導者 希望する教職員
参加者	自校の中学生のみ	参加範囲は柔軟に設定 小学生～成人と一緒に活動する団体もある
活動場所	各中学校	学校・地域の施設
活動日数	最大週5日	週1日～5日
費用	部費や個人の道具費用等	登録費・保険料・月の会費等 個人の道具費用等

Q3.部活動を地域展開するメリットとデメリットは何ですか。

A3.下表をご参照ください。詳細はホームページ内「赤穂市の部活動地域展開について」をご覧ください。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が活動する選択肢が広がる ・競技や活動の専門的な指導が受けられる ・地域の方々が活動に携わるため世代を超えた交流が期待できる ・他校の生徒と共に活動ができる ・学校（教員）業務のスリム化が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所までの移動 ・開始時間が遅くなる ・会費、保険料等が必要となる可能性がある



Q4.赤穂市の令和8年度からの部活動地域展開は、「休日」と聞いていましたが、なぜ平日も展開するのですか。

A4.国、県の方針に基づき、令和5年1月以降、「休日の地域展開」について、保護者・学校への案内文書配布や市ホームページ等でお知らせしていましたが、以下3点について保護者・受入団体・学校から多くご意見が寄せられました。

「平日」と「休日」で指導者が替わることで、指導方針や技術指導に対する混乱が生徒・保護者に生じる可能性があり、また責任所在も不明確になる

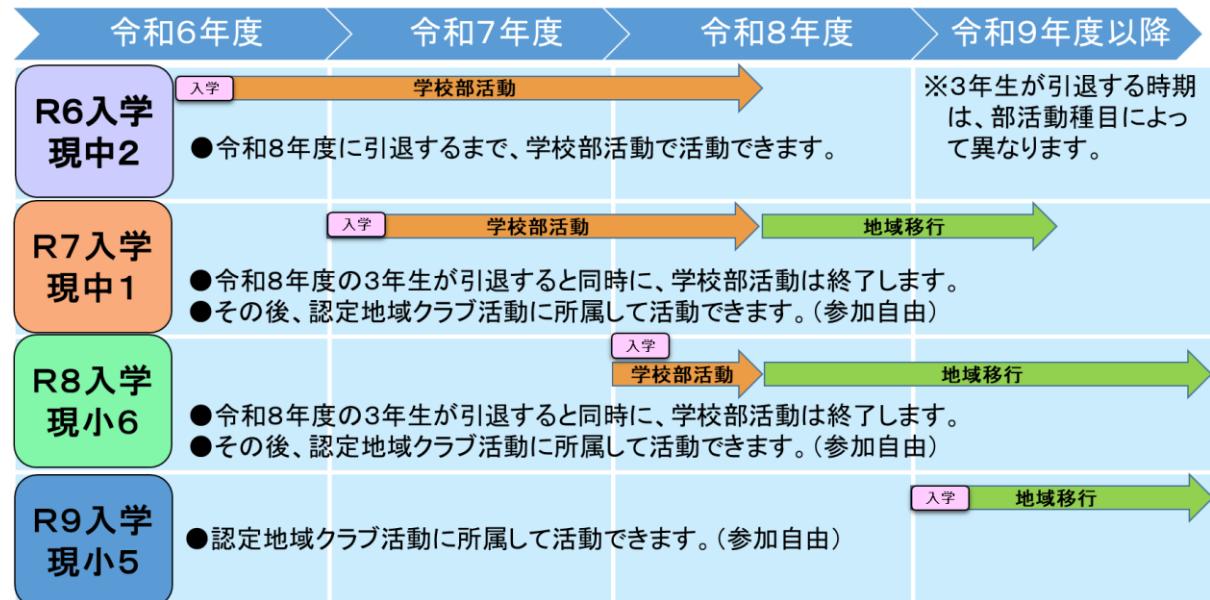
部活動と認定地域クラブ活動が混在する期間が令和8年度以降も続くことで、参加者（選手）が、部活動と認定地域クラブ活動に分散して所属することとなり、ともに十分な生徒数を確保できない

「休日」に地域展開の指導者がいない場合、部活動が平日のみの活動となるため「他校との練習試合や交流戦」が休日にできない中での大会参加となってしまう

そこで「部活動地域移行協議会」において協議し、令和8年度の中学生3年生が活動を終える時期（例：運動部は夏の総合体育大会、文化部は演奏会や文化祭などの時期）をもって、平日も含めた部活動地域展開にすることとなりました。この次のA5.にて示す表もご参照ください。

Q5.今後、どのように地域展開を進めていきますか。

A5.下表をご参照ください。



※各中学校において、教職員数や生徒数の関係で募集停止・廃部となる可能性もあります。
※認定地域クラブ活動に参加するかは、各家庭でご相談の上、判断してください。

Q6.地域展開時期の中学生（令和7年度の小学6年生・中学1年生）は、部活動に入れませんか。

A6.令和8年度の中学生3年生が活動を終了する時点まで入部し、活動することができます。ただし各部活動によっては募集停止・廃部となる可能性もあります。



Q7.令和8年度から、部活動が平日も地域展開するのは赤穂市だけですか。

A7.兵庫県内においては神戸市・三田市・伊丹市・川西市・猪名川町等の9市町が令和8年度に平日を含めた部活動を地域展開（展開）します。

Q8.今後、対外試合等を行う際、赤穂市のチームは「地域チーム」、他の市町は「中学校の部活動チーム」ということで不利益は生じませんか。

A8.認定地域クラブ活動が休日も活動するチームであれば不利益は生じません。他市の中学校部活動と合同練習や練習試合を行うことができます。競技団体が主催する大会については、その大会規程によって出場することができますので事前にご確認ください。

なお活動団体が、兵庫県中学校体育連盟（以下、中体連）に申請し認可されることで、中体連主催の大会に参加することもできます（ただし大会の出場資格は種目の規定により異なりますので、大会の参加・運営に係る条件等をご確認ください）。

☆現在の中学校部活動について☆

Q9.現在、中学校の部活動はどのくらいの時間、活動していますか。

A9.スポーツ庁・文化庁の活動ガイドラインに基づき、下記を上限としています。

	1週間あたりの活動日	1日あたりの活動時間
平 日	4日	2時間程度
土・日	1日	3時間程度

Q10.現在、部活動顧問の先生は、指導する種目や活動の経験者ですか。

A10.種目や活動の経験者や専門的知識・資格を持った顧問がいる一方で、顧問の半数以上が未経験者です。また専門性を有している教員であっても、赴任した学校に種目や活動が無い場合や、すでに他の顧問がいる場合は、他の部活動顧問を受け持つ場合があります。

Q11.これまで部活動で培ってきた素養（精神力、忍耐力、連帯感、達成感など）がなくなってしまいませんか。

A11.各個人が活動日の練習や自主練習を通して、種目や活動に熱心に取り組むことで、その素養は受入団体に所属していても変わらずに育てられるものと考えます。



Q12.赤穂市の小学4～6年生は、部活動や地域団体でのスポーツ・文化芸術活動に何を望んでいますか。

A12 上位回答を記します（最大3つ選べる設問です）。詳細はホームページ内「アンケート調査結果【小学生（4～6年）】」をご覧ください。

項目	割合
仲間と楽しく活動したい	74.6%
高校や大学、自分の将来の未来や夢に役立てたい	33%
体力・技術・知識を向上させたい	32.8%
大会やコンクールで良い結果や成績を残したい	31%
仲間と協力して達成感を味わいたい	29%

☆受入団体について☆

Q13.現在の受入団体について教えてください。

A13.「子どもたちに楽しんでほしい！力をつけてほしい！」という受入団体の方々の熱意により、36の団体が登録されています（令和8年1月現在）

詳細はホームページ内「令和7年度受入団体一覧」をご覧ください。

また同じくホームページ内「赤穂市の部活動地域展開について」の最終ページに、活動場所を地図で示しています。

Q14.認定地域クラブ活動の指導はどのような方がされていますか。また学校の先生は指導しませんか。

A14.地域の指導経験者や教員OBが指導されています。また、現役の小中学校教員が指導者として携わっている団体もあります。

受入団体の指導者としては、以下の条件を示しています。

○赤穂市教育委員会から許可された、地域の指導者であること

○指導する種目、活動の資格や経験を有する方であること

○「赤穂市立中学校の部活動に係る方針」に沿った指導が徹底できること

○指導者向け研修（ハラスメント・救命講座等）を受講していること

Q15.活動場所は確保できていますか。

A15.市内小中学校の体育館、武道館やグラウンド、地区体育館等の公共施設の使用を計画しています。

Q16.認定地域クラブ活動の指導者もお仕事があると思いますが、平日も活動できますか。

A16.各団体の運営によります。詳細はホームページ内「令和7年度受入団体一覧」に活動日と場所について詳細を掲載しています。



Q17.認定地域クラブ活動に参加する費用はどのくらいかかりますか。

A17.具体的な金額については、活動回数、活動参加人数、指導者の人数などに応じて各団体が設定します。なお、団体の継続的な活動には、保護者に月会費や年会費等、一定の金額をご負担いただく必要があると考えています。
現時点における詳細はホームページ内「令和7年度受入団体一覧」に掲載しています。

Q18.受入団体に参加する際、何か補助はありますか。

A18.令和7年度現在、受入団体の体制整備、指導者確保、参加費用負担への支援としてスポーツ庁・文化庁からの委託金を受けています。委託金は希望する受入団体に分配しており、消耗品費購入や保険料等の諸経費に使用されることで参加費の軽減が図られています。

Q19.受入団体でケガ等をしたときは誰が対応しますか。

A19.活動の主体は各受入団体となるため、事故等が生じた場合は（施設・設備に不備があった場合を除き）基本的には認定地域クラブ活動の団体が対応します。

そのため各団体には民間のスポーツ安全保険等に加入するよう勧めています。

Q20.活動場所へはどのように移動したらよいですか。

A20.学校区を超えた活動場所になる場合、放課後の活動になるので、習い事等に通う際と同様に自転車を使用するか、必要に応じて保護者の送迎となります。
移動時の安全については、受入団体に対し、研修等の機会を通じて参加者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を要請します。

☆認定地域クラブ活動の募集について☆ (団体の設立を検討している方へのQ&A)

Q21.受入団体に応募する際の条件はありますか。

A21.特別な条件はありません。以下の要領で受入団体を受け入れています。

①	団体の指導者（責任者）は、赤穂市教育委員会担当者の面談を受けていただき、活動目的や活動日数、活動場所等の詳細を提出いただきます。
②	年2回の指導者研修に参加いただきます。
③	活動が適切に行われていない場合は、指導者（責任者）と面談後、活動時の様子が確認され、活動に改善が見られない場合は受入団体としての登録が抹消されます。

Q22.活動は毎日行わなければなりませんか。

A22.毎日行う必要はありません。受入団体スタッフの可能な範囲での活動で問題ありません。



Q23. 赤穂市の小学4～6年生は、中学生になった時にどんなスポーツ・文化芸能活動に取り組みたいと思っていますか。

A23. それぞれの上位回答を記します（最大3つ選べる設問です）。詳細はホームページ内「アンケート調査結果【小学生（4～6年）】」をご覧ください。

種目・活動	回答数	割合
サッカー	122	13.6%
ダンス	106	11.8%
水泳	100	11.1%
料理・お茶	107	10.5%
バスケットボール	102	10.0%

Q24.団体を作りたいと思っていますが、どこに相談したらよいですか。

A24.下記連絡先にご相談ください。ご相談の際は、事前にお電話にてご来庁の日時についてご連絡いただきますようお願ひいたします。

赤穂市教育委員会 学校教育課 電話 0791-43-6860

☆その他☆

Q25.地域のチームが校区外や遠方で練習や試合をする際、移動はどうなりますか。

A25.これまでの中学校部活動と同様、その距離に合わせて自転車、保護者送迎または公共交通機関の利用等での移動となります。

Q26.活動日数が少ない団体もあるので、大会などで勝ち上がれるか不安です。

A26.活動の日数・時間・場所については、各団体により活動できる範囲内において決めていただいています。また、中体連に登録するかどうかについても各団体に一任しています。

それぞれの団体によって活動の趣旨や方針は異なりますので、参加をお考えの場合は、お子様と保護者でよくご相談ください。

Q27.2つ以上の活動団体に参加できますか。また年度の途中で、活動団体を異動することはできますか。

A27.どちらも可能です。ただし大会への出場をご希望であれば、種目や活動により出場の規定が異なりますので、各大会の参加・運営に係る条件等をご確認ください。

Q28.市内に希望する活動団体がない場合、他市町の団体に所属できますか。

A28.できます。ただし大会の出場資格は種目の規定により異なりますので、大会の参加・運営に係る条件等をご確認ください。



Q29.今後、中体連の大会はどうなりますか。

A29.日本中学校体育連盟は昨年、令和9(2027)年度の全国中学校体育大会（全中大会）から規模を縮小し、水泳や体操などの一部競技を開催しないことを発表しました。全国的にも部活動の地域展開が進む中で、中体連の組織や大会の持ち方等において今後どのような形になるのかは、引き続き注視していきます。

Q30.新中学1年生の保護者です。活動の場を部活動にするか地域展開受入団体にするか悩んでいます。もし、地域展開受入団体から中体連の大会に出場するのであれば、いつまでに申し込めばよいですか。

A30.中体連に加盟している団体からの、選手登録申請の〆切は、新中1生に限り「5月末まで」となっています。団体の申請に係る準備もありますので、詳細は各団体をご確認ください。

Q31.新中学1年生の保護者です。子どもが中学校で部活動に加入して活動する際、中学1年時（令和8年度）の夏の総体（中体連大会）までは中学校から出場できますが、その後移籍して、秋の新人戦（中体連大会）に地域団体から出場することはできますか。

A31.夏の総体後に部活動が終了しているため、夏以降に地域団体に所属する際、「前の所属チームが存在していない」こととなります。その場合は、地域団体において選手登録を行い、大会に出場することができます。

Q32.認定地域クラブ活動として優秀な成績を収めた場合、高校入試時に作成する「調査書」に記載されますか。

A32.これまでの学校部活動と同じように、中体連主催の大会における顕著な記録や結果について記載します。

Q33.部活動が地域展開することに伴い、活動場所への子どもたちの行き来での安全面や活動団体で指導される方の質の確保、保護者の協力や費用負担が求められる等、多くの不安が予想されます。今後どのように部活動地域展開を進めていますか。

A33.今後もA5.にあるスケジュールにのっとり、部活動地域展開にかかる課題を念頭に、不安の解消と軽減に向けて行政・地域・学校が力を合わせて取り組んでいきます。また生徒・保護者・認定地域クラブ活動の責任者等をはじめ、関係する方々に対して分かりやすい説明を心がけてまいります。

問い合わせ先

赤穂市教育委員会 学校教育課

TEL 0791-43-6860

FAX 0791-43-6895